

福生市電子入札運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、福生市契約事務規則（平成18年規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、福生市が競争入札参加資格を有する者を対象にして電子入札案件に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下単に「入札」という。）を行う場合に必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この基準で使用する用語は、規則で使用する用語の例による。

(電子入札案件の公表)

第3条 市長は、入札に参加する者を募るために公告、公示その他の方法により契約案件を公表する場合は、当該契約案件が電子入札案件である旨の公表をあわせて行うものとする。

(入札手続を行うための条件)

第4条 入札に参加しようとする者は、あらかじめ東京電子自治体共同運営協議会が指定した認証機関が発行する電子証明書を取得し、資格審査システムに登録しなければならない。

2 入札に参加しようとする者は、東京電子自治体共同運営サービス利用規約（平成22年12月1日施行）を遵守しなければならない。

(入札手続)

第5条 入札に参加しようとする者及び入札参加者（以下「入札参加者等」という。）は、電子入札システムにより入札手続を行わなければならない。

(電子入札システムの利用条件)

第6条 電子入札システムの利用時間等は、東京電子自治体共同運営サービス利用規約による。

2 市長が入札手続について締切の日時を指定したときは、当該締切日時は、入札参加者等が送信した入札手続に必要な電磁的記録が電子入札システムの電子情報処理組織に到達すべき時刻とする。

(通信障害による特例)

第7条 入札参加者等は、通信障害の状態が継続すること等により常時利用している通信回線によっては電子入札システムを利用することができない場合は、他の通信回線を利用すること等の方法により電子入札システムを利用しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、広域的な通信障害時において、やむを得ない事由により電子入札システムを利用することができない場合は、入札参加者等は、紙入札参加願（別記様式第1号）により直近の入札手続に間に合うよう市長に申請し、承認を得て紙入札に切り替えることができる。

3 市長は、前項の申請があったときは、紙入札方式参加（承認・不承認）書（別記様式第2号）により承認の可否を当該入札参加者等に通知するものとする。

4 入札参加者等は、承認の通知を受けたときは、その後の入札参加者等による入札手続をすべて紙入札により行わなければならない。

(電子入札システムによらない入札手続)

第8条 市長は、次に掲げる場合は、電子入札案件を処理する手続の全部又は一部を電子入札システムによらないで行うことができる。ただし、第1号に掲げる場合にあっては、障害の回復まで処理する手続を延期すること等ができないときに限る。

(1) 電子入札システムに障害が発生した場合

(2) 前号のほか、電子入札を実施することが困難と認められる場合

(3) 入札参加者等が紙入札の承認を受けた場合

(4) 前3号のほか、市長が必要と認める場合

2 当該契約事務を担当する市職員（以下「契約事務担当者」という。）は、前項の規定により電子入札案件を処理する手続の全部若しくは一部を電子入札システムによらないとき又は処理の手続の延期等をするときは、入札参加者等に対して、契約事務に支障が生じないよう必要な指示を行うものとする。

(紙入札への切替手続)

第9条 前条の規定により市長が電子入札案件を紙入札に切り替える場合の手続は、次のとおりとする。

- (1) 案件公表期間中又は希望申請受付期間中であるときは、当該案件を中断し、紙入札案件に切り替えることを明記して再公表する。
- (2) 案件公表終了後又は希望申請受付終了後であって、資格確認又は指名通知前あるときは、紙入札案件に切り替えることを入札参加者等に通知する。
- (3) 資格確認又は指名通知後であるときは、当該案件を中断し、紙入札案件に切り替えることを入札参加者等に通知する。

(入札書等の締切日時及び開札日時の設定)

第 10 条 電子入札案件における入札書等の締切日時は、電子入札システムの電子情報処理組織の稼動時間内に設定するものとする。

2 入札参加者の送信した電子入札書が締切日時までに電子入札システムの電子情報処理組織に到達しなかった場合（紙入札にあっては、紙入札書を提出する日時までに紙入札書が提出されなかった場合）は、当該入札参加者は不参とする。

3 電子入札における開札日時は、原則として入札締切日時の翌日とする。

4 その他書類の提出期限、日時等の設定に当たっては、入札参加者等に電子入札システム等により通知するものとする。

(建設共同企業体協定書の作成)

第 11 条 建設共同企業体（以下「企業体」という。）案件である電子入札案件に参加する場合、建設共同企業体協定の作成は電子入札システムで行うものとする。ただし、市が、市の指定する書式で建設共同企業体協定書（以下「協定書」という。）の提出を求めた場合は、別途、紙により協定書を作成し、提出しなければならない。

(提出書類を求める場合の取扱い)

第 12 条 入札に参加しようとする者は、参加申込みに当たり契約実績等の書類の提出、提示等が必要な場合は、契約事務担当者の指示に従い、指定された日時までに指定された方法により提出しなければならない。

(ウィルス感染ファイルの取扱い)

第 13 条 契約事務担当者は、電子ファイルにより資料提出を求めた場合において、入札参加者等から提出された資料にウィルス感染が判明した場合又はウィルス感染のおそれがあると判断した場合は、直ちに閲覧等を中止し、その旨を当該入札参加者等に連絡し、再提出の方法を協議するものとする。

2 電子ファイルによる再提出は、入札参加者が完全なウィルス駆除が行えると判断した場合に限り許可する。

(資格確認及び指名通知)

第 14 条 入札に参加しようとする者の資格の確認又は指名の通知は、電子入札システムによる。ただし、紙入札案件に切り替えた場合は、別の方法により通知する。

2 市長は、電子入札システムによる資格の確認又は指名の通知に当たっては、仕様書その他入札に必要な書類を電磁的記録により伝達することができる。

(入札辞退等)

第 15 条 入札参加者が入札を辞退するときは、入札締切日時までに、電子入札書（入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録をいう。）により辞退届の送信を行うものとする。ただし、紙入札を認められた場合においては、辞退届を市長に直接持参するか郵便等で送付し到達するものとする。

2 入札参加者の送信した辞退届が入札締切日時までに電子入札システムの電子情報処理組織に到達しなかった場合は、当該入札参加者は不参とする。紙入札を認められた場合において、紙による辞退届が入札締切日時までに市長に到達しなかったときも同様とする。

3 入札参加者の送信した電子入札書に重大な錯誤があった場合、入札参加者は開札予定日時より前であれば、電子入札書無効申出書（別記様式第 3 号）により、無効の申し出をすることができる。

(くじ番号)

第 16 条 入札参加者は、電子入札書にくじ引きに使用する数（以下「くじ番号」という。）を記載しなければならない。この場合においてくじ番号は、「000～999」の数字で、3桁の整数とする。

2 紙入札案件に切り替わった場合は、紙入札書へのくじ番号の記載は不要とする。

(開札)

第 17 条 開札は、あらかじめ指定した日時及び場所において、電子入札システムにより行う。

2 契約事務担当者は、開札予定日時を著しく超過した場合は、入札結果の通知の予定時間等を入札参加者に連絡するものとする。

(くじ引き)

第 18 条 落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、入札者があらかじめ電子入札書に記載したくじ番号により電子入札システムでくじ引きを行い、落札者を決定する。

2 くじ引きの方法は、電子入札システムの定める方法による。

(予定価格を公表しない案件の再度入札)

第 19 条 再度の入札（以下「再度入札」という。）は、電子入札システムにより行う。

2 再度入札を実施する場合は、当該案件の入札参加者に対して、電子入札システムにより再度入札の通知を速やかに行うものとする。

3 再度入札の場合において、入札締切日時になっても電子入札書（辞退する場合は辞退届）が電子入札システムに未到達の場合（紙入札案件にあつては、紙入札書を提出する日時までに紙入札書（辞退する場合は辞退届）が提出されなかった場合）は、不参とする。

4 再度入札は、原則として 2 回とする。

5 打ち切った場合の通知は、電子入札システムにより行う。

(入札無効の通知等)

第 20 条 電子入札書を無効とした場合において、入札参加者に対する当該電子入札書が無効であることの通知は、電子入札システムにより行う。

2 入札参加者は、電子入札書が無効であると通知を受けた場合において、その無効理由について説明を求めることができる。

(入札結果の開示等)

第 21 条 落札者に対する入札結果の通知及び入札参加者に対する入札結果の開示は、電子入札システムにより行う。

(随意契約の場合の準用)

第 22 条 この基準は、電子入札システムによって見積り競争等の随意契約を行う場合について準用する。

(その他)

第 23 条 この基準に定めるもののほか、この基準の実施に必要な事項は、総務部長が定める。

附則

この基準は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

附則

この基準は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。